



「Allstar」事件
(知財高判令和7年9月25日 令和7年(行ケ)第10033号¹⁾)

概要

先行登録商標と同一の文字構成からなる商標について、主に外観の違いをもって非類似の商標と判断し、商標法第4条第1項第11号に該当しないとした事例。

原告商標出願（国際登録第1499530号の指定国：日本²⁾）

商標：

区分・指定商品／役務（補正及び所有権一部移転後のもの）：



第8類「Hand tools, namely stretchers for fencing pistes」⁴⁾

第25類「Fencing clothing for men, women and young people, foil fencing suits (clothing), fencing jackets (clothing), fencing breeches (clothing), epee suits (clothing), sabre suits (clothing), sabre jackets (clothing), sabre breeches (clothing), fencing stockings (clothing), fencing shoes (clothing)」⁴⁾

第27類「Metal fencing pistes (flooring - sports mats), fencing pistes of metal, of soft PVC and black rubber (flooring - sports mats)」⁴⁾

第28類「Cup protectors for men (sports equipment), chest protectors for women and girls (sports equipment), plastrons for wear under clothing (sports equipment); fencing masks for foil, epee and sabre; fencing gloves for foil, epee and sabre; fencing weapons (sporting articles), including foils, epees and sabres; accessories for fencing weapons (included in class 28), namely fencing blades, fencing grips, fencing guards, fencing pads, body wires for fencing, plugs for fencing and fencing pommels, weapon bags; fencing articles (included in class 28)」⁴⁾

名義人：allstar Fecht-Center GmbH & Co. KG（ドイツ企業）

出願日：2021.12.16 登録日：2022.3.9

引用商標（登録第431660-1号³⁾）

商標：



区分・指定商品／役務：第28類 運動用具（体育用器械器具・体操用器械器具・スターターピストル・スケート靴を除く。）

争点

商標の類否判断に占める外観の重要性についての評価

特許庁審判部の判断

審判部は、両商標の外観について、同一の構成文字からなることから共通する語を表し、記憶される印象が互いに極めて似通ったものとなると判断した。加えて、両商標は「オールスター」の同一の称呼を生じ、観念も共通するとして、類似する商標と結論づけた。

知財高裁の判断

一方、知財高裁は、指定商品である運動用具の分野では、称呼のみならず外観も重要となるとの取引実情を認定した上で、本願商標の文字と一体化したフェンシング図形に着目し、称呼・観念の一部が共通するとしても、外観において顕著に異なることから、両商標は互いに非類似の商標であると結論付けた。具体的な認定・評価は以下の通りである。

¹ <https://www.courts.go.jp/hanrei/94612/detail8/index.html>

² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-1499530-20190709/49/ja>

³ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-1952-017794/40/ja>

- ▶ 外観：両商標は、①文字と分離されずに一体となったフェンシングの剣の図形の有無、②スペースの有無、③フォントの違い、④片仮名ルビの有無の点で相違する。
- ▶ 称呼：本願商標はドイツのフェンシング用品ブランドとして知られており、フェンシング関係者の間ではドイツ語風の「アルスター」の読み方で相当程度定着している。但し、我が国の一般需要者及び取引者が、これを英語風に「オールスター」と読む可能性については否定できない。本願商標は「アルスター」「オールスター」の二つの称呼を生じ、後者は引用商標の称呼と共通する。
- ▶ 観念：引用商標は「スターぞろいの」の観念を生じる。本願商標からはフェンシングの剣の図形と相俟って「フェンシングのオールスターの」の観念が生ずる。両商標はその観念のすべてを共通にするものではない。
- ▶ 取引の実情：運動用具の取引においては称呼が重要な識別要素となるところ、フェンシング関係者の間では「アルスター」の称呼が相当程度定着している。一方、運動服やグローブ等には商標が目立つように付されるから、その外観もまた重要となる。このように、称呼のみならず、外観もまた重要な役割を果たしていると推認される。

審決と判決における判断の違いと評価

本願商標はフェンシング専用製品を製造販売するドイツ企業のブランド名であり、本国ではドイツ語読みに近い発音で「アルスター」と呼ばれている。ただ、日本ではドイツ語が左程馴染まれていない一方で、「all」と「star」は極めて平易な初級レベルの英単語として我が国国民に広く知られている。そのため、知財高裁も本願商標から「オールスター」の称呼が生じる可能性を認めている。となれば、称呼の共通性をもって類似すると結論づけた審決の方が、我が国の平均的な審査傾向に則した判断であり、結論といえそうである。

本件の特殊性を挙げるならば、指定商品が徹底してフェンシング用品に限定されていること、及び商標の構成にフェンシングの剣の図形が文字と渾然一体となって含まれることの2点がある。知財高裁は、「allstar」の文字と一体化したフェンシングの剣の図形が、看者に対し、本願商標がフェンシングのブランドであるとの理解を促す手がかりとしての効果を発揮しているとの考えの下、引用商標とは区別可能と結論づけたと解される。

特許庁及び裁判所の判断とは別に、このような完全に同一の文字を顕著に含む商標同士が併存登録された場合の、後願商標権者のビジネスへの影響について考えておく必要がある。はたして、原告は、実際の市場で自社のブランド名である「allstar」を、文字だけで安全に使用することができるであろうか。

知財高裁の論理からすれば、引用商標と出所混同を生じないといえるまでに本願商標を異ならしめている事情は、主にフェンシングの剣の図形の存在にある。この図形要素なしにて「allstar」の文字を平易なフォントで使用すれば、引用商標との外観の違いはスペースの有無と片仮名ルビの有無が主となり、外観が近寄ってくる。また、フェンシングのイメージが薄まって「アルスター」の周知な称呼が生じる蓋然性も自ずと低くなり、観念も引用商標と似通ってくる。原告が「allstar」を平易な文字フォントで使用すれば、引用商標の商標権侵害を構成するリスクが生じると懸念される。原告にとって、裁判まで争って登録に成功した事実は本願商標のロゴを保護する上で喜ばしいものながら、図形要素を伴わない「allstar」のみで使用できないことに伴う事業上の制約は小さくはないであろう。

さらにいえば、フェンシング関係者以外の一般需要者は本願商標を「アルスター」と当然には読まないものであるから、原告は、この一定程度知られた称呼「アルスター」を片仮名等の表音文字で商標登録し、読み方(称呼)自体についても十分保護を図るべきである。

キーワード 商標、周知、使用期間、俗称

[担当] 深見特許事務所 齋藤 恵

[注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。